

3日 ひなまつり, 5日 啓蟄, 20日 春分の日

1. March 改正情報・案内

① **定額減税** 給与所得者に係る減税は、2024年6月1日以後最初に支払われる給与等について源泉徴収をされるべき所得税および復興特別所得税(所得税等)の額から特別控除の額に相当する金額が控除されることになっています。この減税の対象となるのは、令和6年分の所得税を納税する居住者で、その年の合計所得金額が1,805万円以下の方々です。給与収入のみの方は、給与が2,000万円以下の場合に対象となります。定額減税の額は以下の通りです。

1.本人(居住者のみ) 30,000円 2. 同一生計配偶者または扶養親族(居住者のみ) 1人につき 30,000円

国税庁「定額減税 特設サイト」<https://www.nta.go.jp/users/gensen/teigakugenzei/index.htm>
 「定額減税のしかた」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0023012-317.pdf>
 「定額減税Q & A」<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0024001-021.pdf>

② 協会けんぽの保険料率改定 3月分(4月納付分)から改定 東京都 10%→9.98% 愛知県 10.01%→10.02% 岐阜 9.80%→9.91%、★介護保険料率は全国一律で 1.82%から 1.60%に引下げ

※ (労働者分保険料率) 健康保険 50.1 (愛知) / 1000、介護保険 8 / 1000
 厚生年金保険 91.5 / 1000 雇用保険 6 / 1000 (建設業 7 / 1000)

2. 名言名句

何にもないとき 「ついでる」
 困ったときは 「ありがとう」
 いいことがあったら 「感謝しています」

これで幸せ

斎藤一人

3. 法改正等ワンポイント

① 4月からハローワークの求人票に明示する労働条件が3点追加

4月1日に労働基準法施行第5条の改正の「労働条件の明示ルール」とともに、厚生労働省では、職業安定法施行規則改正により2024年4月1日以降、ハローワークに求人を申し込む場合は、求人票に新たに「従事すべき業務の変更の範囲」、「就業場所の変更の範囲」、「有期労働契約を更新する場合の基準」の明示が必要となることについて、リーフレットを公開しています。<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001188638.pdf>

就業場所の変更の範囲では、雇入れ直後だけでなく、将来の配置転換・転勤など今後の見込みも含めた、締結する労働契約期間中での変更の範囲のことをいいます。

② 2月16日、日本政府は少子化対策として、**子ども・子育て支援法改正案**を含む一連の法案を閣議決定しました。この改正は、2023年6月に策定された「こども未来戦略方針」と、同年12月の「こども未来戦略」に基づく包括的な政策の具現化です。政策の柱は「(1) ライフステージを通じた経済的支援の強化」、「(2) すべてのこども・子育て世帯への支援の拡充」、「(3) 共働き・共育での推進」の三つ。

(1) ライフステージを通じた経済的支援の強化は、**児童手当の所得制限撤廃**と、支給対象を高校生まで拡大します。児童手当について、今年の12月の支給分から所得制限を撤廃し、対象を18歳まで広げるとともに、**第3子以降は月額3万円に増額**するとしています。多子加算の適用範囲を拡大(3歳以上小学校修了前まで⇒0歳から18歳年度末まで)し、カウント方法を見直しします。(R6.11.1 施行) また、**妊婦への経済支援(10万円支給)**の創設など、家庭の経済負担を軽減するための施策が導入されています。(R7.4.1 施行)

(2) **すべての子ども・子育て世帯への支援の拡充**に関しては、妊婦等包括相談支援事業の創設や、柔軟に通園が可能な「**こども誰でも通園制度**」の導入など、家庭のニーズに応じた支援が提供されます。(R7.4.1 施行) これらの施策は、孤立感や不安感を抱える保護者の負担を軽減し、子どもの豊かな成長を促すことを目的としています。



児童手当拡充 第3子以降は3万円		
支給額	3歳未満	3歳～18歳年度末
第1子・第2子	月額1.5万円	月額1万円
第3子以降	月額3万円	

(3) 共働き・子育ての推進は、育児休業給付の給付率を手取りの10割相当にするなど、育児と仕事の両立を支援する施策を強化(R7.4.1 施行)。これには時短勤務時の給付や、自営業者・フリーランスの国民年金保険料免除措置(R8.4.1 施行)などが含まれ、すべての働く親が子育てをしながらキャリアを継続できる環境を目指しています。

4. 統計・情報

① 政府は「外国人材の受け入れ・共生に関する関係閣僚会議」にて、技能実習に代わる新制度「**育成就労制度**」を創設する方針を決定した。関連法案を今国会に提出し、成立を図る。転籍については、**同一業界に限定して認めるとした上で、当面は業種ごとに「1～2年」の間で転籍可能となる期間を設定できる**とした。また、悪質な引き抜き行為やブローカーを排除するため、不法就労助長罪の法定刑を引き上げる。(2/9)



② 厚生労働省は、**失業認定の面談を2024年度にもウェブ会議システムで代替できるように**する。現在は9カ所のハローワークで試行実施しているが、全国に広げる。3月にも労働政策審議会の部会で議論を始め、6月に政府がまとめる規制改革実施計画に盛り込む方針。**失業認定申告書等を電子申請する仕組みも24年度中に整え**、受給者の来所のための負担軽減等につなげる。(2/11)



旧東海道 滋賀県草津宿本陣 上はマンホール

③「物流の2024年問題」に対応する物流関連2法の改正案が閣議決定された。**物流総合効率化法**(流通業務総合効率化法から名称を変更)では、**荷主に荷待ち時間を減らす計画の作成を義務付け、違反には最大100万円の罰金を科す等**を行う。また**貨物自動車運送事業法**では、元請け業者に対し下請企業の管理簿作成を義務付ける等により、多重下請け構造の是正を図る。(2/14)

④ **国内で働く外国人**は昨年10月末時点で、**204万8,675人**(前年比12.4%増)、11年連続で過去最多を更新。増加率はコロナ禍前の水準にまで回復、**200万人を超えるのは初めて**。外国人を雇用する事業所数は31万8,775所(前年比1万9,985所増)で、過去最高を更新。国籍別では、**ベトナムが最も多く51万8,364人**で、全体の25.3%を占めている。次いで**中国39万7,918人**、フィリピン22万6,846人の順。対前年増加率が高かったのは、インドネシア(56.0%増)、次いでミャンマー(49.9%増)、ネパール(23.2%増)の順。在留資格別では、「**専門的・技術的分野**」が**対前年増加率として最も大きく59万5,904人**(24.2%増)で、次いで「**技能実習**」が**41万2,501人**(20.2%増)で、「**資格外活動**」が35万2,581(6.5%増)人【厚生労働省「外国人雇用状況」の届出状況まとめ(令和5年10月末時点)】

⑤ 厚生労働省「令和5年「高年齢者雇用状況等報告」(6月1日現在)の集計結果」から **70歳までの高年齢者就業確保措置の実施済み**の企業は **29.7%** [1.8 ポイント増]・中小企業では **30.3%** [1.8 ポイント増加]、大企業では **22.8%** [2.4 ポイント増]・**65歳以上定年企業**(定年制の廃止企業を含む)は **30.8%** [1.4 ポイント増]・**66歳以上まで働ける制度のある企業**は **43.3%** [2.6 ポイント増]・**70歳以上まで働ける制度のある企業**は **41.6%** [2.5 ポイント増]

HRM Tanaka Human Resources Management

win-win

能登半島地震復興支援の一つとして宿泊旅行の「**北陸応援割**」が**3/8から予約開始**されます。(対象は**3/16～4月26日宿泊分**) 支援金・義援金などで応援の他、旅行・観光で地元の経済復興の一助になれば良いと思います。43年前の学生時代に、輪島～珠洲地区へ地理学科のフィールドワークで訪れたことを思い出します。「**輪島塗**」や輪島市の名舟町で伝承される迫力ある「**御陣乗太鼓(ごじんじょだいこ)**」、「**白米千枚田**」の印象が強く残っています。白米千枚田は、地震により大きく崩れ復旧には相当な時間がかかりそうです。なんとか復興できることを願います。

2月は気温が上昇したかと思ったら、また寒くなつての繰り返し、関東では積雪もあり気温差がものすごく、体調を崩しやすい気候でした。寒暖差が大きいと「ぎっくり腰」になりやすく患者が増えたと聞きます。今月の気温も乱高下するのはとの予想も。春がもうすぐそこまで来ていますが、体に気を付けてお過ごしください。

球春到来! まずは、**選抜高校野球**は3月18日～30日、**大注目の大谷翔平のドジャース開幕戦**は**3月20日** 対パドレス戦が韓国で開催されます。TV中継もあり楽しみです。日本のプロ野球開幕は3月29日です。(S)

Noboru 2024